

令和5年からは 「二十歳のつどい」として名称が変わります

令和4年4月1日から民法の一部改正により成年年齢が18歳に引き下げられます。

久米島町は、18歳の多くは高校3年生で進路決定に関わる大事な時期であり、本人や保護者の負担が大きくなる事を考慮し、また、20歳が進学や、就職を通して一定の経験を積み成人としての自覚を持つ時期であり、帰省や友人との再会の機会として開催することで、より意味深いものになるという考えから、令和5年より20歳を対象に「二十歳のつどい」として開催することとなりました。



「令和5年二十歳のつどい」の対象者

平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ

開催日：令和5年1月8日(日) その他の詳細につきましては、対象者へご案内致します。

令和4年成人式について

1月9日(日)に開催を予定しておりました成人式は、新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴い中止と致しました。新成人者の皆様におかれましては、新しい門出に決意を新たにす場であり、当日まで色々準備をしてきたところ、大変ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

新成人者の皆様のこれからのご活躍を応援しています。

2022年4月より成年年齢が18歳になります

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日から施行されます。

18歳(成年)になったら できること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
親の同意がなくても契約ができる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ・10年有効のパスポートを取得する ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ・結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能	・お酒を飲む ・たばこを吸う ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ・養子を迎える ・大型・中型自動車運転免許の取得(大型自動車運転免許の取得は21歳以上)



うまい儲け話に注意!

成年年齢が18歳に引き下がると、18歳、19歳の若者は、親の同意なく一人で契約できるようになります。

一方で、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪質商法などによる消費者被害に遭う恐れがあります。

消費者トラブルに注意!

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

新成人を狙った悪質商法に注意!

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの新成人を狙い打ちにする悪質な業者もいます。そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

契約や買い物で「困ったな」と思ったら相談窓口へ

また、消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合の相談窓口として、消費者ホットライン「188(いやや!)」が設置されています。困ったとき、おかしいなと思ったときにはしっかり相談することも大事です。